

米子市掲示第9号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和7年6月2日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

米子市番号発券システム導入及び運用業務に係る企画の提案

(2) 対象となる業務名

米子市番号発券システム導入及び運用業務

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 本プロポーザルは、今後、補正予案として本市議会の予算議決を受ける前に実施する準備行為であり、議会において予算の減額又は否決があったときは、実施の効力を失う場合がある。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 本業務と同様の番号発券システムについて、地方公共団体への導入及び運用の実績を有している者（過去5年以内に、3件以上）

(2) 米子市指名競争入札登録をしている業者は、米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(5) 米子市が課する税、料の滞納をしていないこと。

3 第1次審査

参加申込者が3社を超えた場合は、「米子市番号発券システム導入及び運用業務に係るプロポーザル実施要領 2(2)イ」で定める企画提案書等(以下、「企画提案書等」という。)について評価し、3社を選出する。ただし、参加申込者が3社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

4 第2次審査

第2次審査の参加者として選出された者は、企画提案書等及びプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

5 最優秀案等の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、第2次審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部署(書類の提出先及び問合せ先)

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市役所市民生活部市民二課(電話0859-23-5378)

(2) 米子市番号発券システム導入及び運用業務仕様書等(以下「仕様書等」という。)の交付

仕様書等の交付は、令和7年6月2日(月)から同月13日(金)までの間に、次により直接交付、又は電子メールにより送付するものとする。なお、電子メールにより送付を希望する場合は、その旨を電話で連絡すること。

ア 交付期間

令和7年6月2日(月)から同月13日(金)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書及び企画提案書等の提出等

別途交付する実施要領等によるものとする。

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する実施要領等によるものとする。